庄原市に引き続き広島県の合同事務所の設置を求める決議

広島県においては、「行政システム改革推進計画」に基づき取り組みが進められてきたが、 今回、同計画の一部見直し案として、地域事務所の終了、並びに庄原市、三次市を所管区域とする本庁直轄の合同事務所(仮称)を両市のいずれか1カ所に統合する方針が明らかにされた。

広島県の方針からすれば、基本的には基礎自治体で完結する仕組みをつくる必要はある ものの、専門性が求められる業務には、基礎自治体で対応することが困難な業務や効率的 でない業務もある。

具体的には、農業振興・県営事業・危機管理などの対応は、県の直轄事業とする必要がある。

庄原市は、ご承知のとおり、耕地面積・農業産出額・森林面積・農家戸数も県内トップであり、広島県の農業を支えているといっても過言ではない。また、県営事業においては、道路・耕地・山林整備などまだ多くの課題が残されている。さらには中国山地に囲まれた中山間部であり、これまでも豪雪・大雨など多くの災害が発生しており、河川の氾濫・土砂崩れ・主要道路の崩壊など緊急時に迅速な対応ができたのも庄原市に県事務所があったからこそ、早期の情報収集・情報の共有化・迅速な対応ができたと考える。

庄原市は、近畿以西では最大の市域を有しており、住居は各地域に散在をしている。また、集落の多くは高齢化率が高い状態となっている。このような地域ニーズにこたえるには、「中山間対策・危機管理対応」のみを考えても県事務所の設置は引き続き必要である。

さらに現在、庄原支局に勤務されている職員は、所管する業務のみならず、経済活動や 地域振興の面で大きな役割を担っている。過疎化の進行が深刻な庄原市にとって、その職 員を失うことは極めて憂慮すべき問題である。

このように様々な角度からみても、庄原市に県の事務所は引き続き必要であることは明白である。

よって、広島県におかれては、ぜひとも庄原市に合同事務所 (仮称) を再配置されるよう強く求めます。

以上、決議する。

平成 20 年 3 月 28 日